

【例：1】加入者が2人の場合（一般的なケース①）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（67歳）	2,500,000 円（年金）	1,400,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（60歳）	1,300,000 円（給与）	750,000 円	国民健康保険
固定資産税額		50,000 円（土地・家屋分）		

○太郎さんは年金収入、花子さんは給与収入です。
○花子さんは60歳なので、介護納付金分も算定します。
（太郎さんは65歳以上なので算定しません。）

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額		課税標準額	
太郎さん	1,400,000 円	－	430,000 円	=	970,000 円	ア
花子さん	750,000 円	－	430,000 円	=	320,000 円	イ
					合計 1,290,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	1,290,000 円（ウ）	×	6.00%	=	77,400 円	①
資産割	50,000 円	×	10%	=	5,000 円	②
均等割	27,000 円	×	2 人	=	54,000 円	③
平等割	1 世帯あたり 28,000円			=	28,000 円	④
医療給付費分の合計 ①+②+③+④						≒ 164,400 円 A（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	1,290,000 円（ウ）	×	2.50%	=	32,250 円	⑤
資産割	50,000 円	×	3%	=	1,500 円	⑥
均等割	9,000 円	×	2 人	=	18,000 円	⑦
平等割	1 世帯あたり 9,000円			=	9,000 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計 ⑤+⑥+⑦+⑧						≒ 60,700 円 B（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	320,000 円（イ）	×	1.50%	=	4,800 円	⑨
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計 ⑨+⑩+⑪						≒ 22,800 円 C（百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 247,900 円

※医療給付費分が66万円を超える場合は、66万円となります。
※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。
※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：2】加入者が4人の場合（一般的なケース②）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（45歳）	4,500,000 円（給与）	3,160,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（38歳）	2,500,000 円（給与）	1,670,000 円	国民健康保険
子	一郎くん（5歳）			国民健康保険
子	二郎くん（3歳）			国民健康保険

固定資産税額	なし
--------	----

- 太郎さん、花子さんともに給与収入です。
 ○太郎さんは45歳なので、介護納付金分も算定します。
 （花さんは40歳未満なので算定しません。）
 ○一郎くん、二郎くんは未就学児なので、均等割5割軽減が適用されます。

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額		課税標準額	
太郎さん	3,160,000 円	－	430,000 円	=	2,730,000 円	ア
花子さん	1,670,000 円	－	430,000 円	=	1,240,000 円	イ
					合計 3,970,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	3,970,000 円（ウ）	×	6.00%	=	238,200 円	①
資産割	0 円	×	10%	=	0 円	②
均等割	27,000 円	×	2 人	=	54,000 円	③
均等割（未就学児）	13,500 円	×	2 人	=	27,000 円	③'
平等割	1 世帯あたり 28,000円			=	28,000 円	④
医療給付費分の合計 ①+②+③+③'+④ ≒						347,200 円 A （百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	3,970,000 円（ウ）	×	2.50%	=	99,250 円	⑤
資産割	0 円	×	3%	=	0 円	⑥
均等割	9,000 円	×	2 人	=	18,000 円	⑦
均等割（未就学児）	4,500 円	×	2 人	=	9,000 円	⑦'
平等割	1 世帯あたり 9,000円			=	9,000 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計 ⑤+⑥+⑦+⑦'+⑧ ≒						135,200 円 B （百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	2,730,000 円（ア）	×	1.50%	=	40,950 円	⑨ （太郎さんのみ）
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計 ⑨+⑩+⑪ ≒						58,900 円 C （百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 541,300 円

- ※医療給付費分が66万円を超える場合は、66万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：3】加入者が1人（特定世帯）の場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（77歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	後期高齢者医療制度
妻	花子さん（70歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	国民健康保険
固定資産税額		5,000 円（花子さん名義の土地分）		

○太郎さん、花子さんともに年金収入です。

○太郎さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。（特定同一世帯所属者になります。）

※国保加入者が1人で、後期高齢者医療制度に移行後、5年以内のため「特定世帯」となります。

※特定世帯は、平等割が2分の1となります。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額
太郎さん	《税額計算の対象外（※課税対象者は国保加入者のみ）》		
花子さん	0 円	430,000 円	0 円 ア
		合計	0 円 イ

※軽減判定の所得金額が43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円以下のため、均等割、平等割が7割分軽減されます。

※軽減判定所得の計算方法は、「税率表」をご参照ねがいます。

2 医療給付費分の計算

所得割	0 円（イ）	×	6.00%	=	0 円 ①
資産割	5,000 円	×	10%	=	500 円 ②
均等割	27,000 円	×	1 人	=	27,000 円 ③
7割軽減	27,000 円	×	0.7	=	△ 18,900 円 ③'
平等割	1 世帯あたり 28,000円				
特定世帯	28,000 円	×	1/2	=	14,000 円 ④
7割軽減	14,000 円	×	0.7	=	△ 9,800 円 ④'
医療給付費分の合計 ①＋②＋③＋③'＋④＋④' ÷					12,800 円 A （百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	0 円（イ）	×	2.50%	=	0 円 ⑤
資産割	5,000 円	×	3%	=	150 円 ⑥
均等割	9,000 円	×	1 人	=	9,000 円 ⑦
7割軽減	9,000 円	×	0.7	=	△ 6,300 円 ⑦'
平等割	1 世帯あたり 9,000円				
特定世帯	9,000 円	×	1/2	=	4,500 円 ⑧
7割軽減	4,500 円	×	0.7	=	△ 3,150 円 ⑧'
後期高齢者支援金分の合計 ⑤＋⑥＋⑦＋⑦'＋⑧＋⑧' ÷					4,200 円 B （百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

該当なし

5 国民健康保険税の年額

A＋B = 17,000 円

※医療給付費分が66万円を超える場合は、66万円となります。

※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。

※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：4】加入者が2人で2割軽減を受ける場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（68歳）	2,100,000 円（年金）	1,000,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（62歳）	1,000,000 円（給与）	450,000 円	国民健康保険
母	梅子さん（85歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	後期高齢者医療制度

固定資産税額	なし
--------	----

○太郎さんと梅さんは年金収入、花さんは給与収入です。
 ○花さんは62歳なので、介護納付金分も算定します。
 ○梅さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。
 ※梅さんは、特定世帯（5年）、特定継続世帯（3年）の期間満了となりました。

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額		課税標準額
太郎さん	1,000,000 円	－	430,000 円	=	570,000 円 ア
花子さん	450,000 円	－	430,000 円	=	20,000 円 イ
			合計		590,000 円 ウ

※軽減判定の所得金額が43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋（56万円×加入者数）
 以下のため、均等割、平等割が2割分軽減されます。
 ※軽減判定所得の計算方法は、「税率表」をご参照ねがいます。

2 医療給付費分の計算

所得割	590,000 円（ウ）	×	6.00%	=	35,400 円 ①
資産割	0 円	×	10%	=	0 円 ②
均等割	27,000 円	×	2 人	=	54,000 円 ③
2割軽減	54,000 円	×	0.2	=	△ 10,800 円 ③'
平等割	1世帯あたり 28,000円	=			28,000 円 ④
2割軽減	28,000 円	×	0.2	=	△ 5,600 円 ④'
医療給付費分の合計 ①＋②＋③＋③'＋④＋④' ≙ 101,000 円 A （百円未満切捨て）					

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	590,000 円（ウ）	×	2.50%	=	14,750 円 ⑤
資産割	0 円	×	3%	=	0 円 ⑥
均等割	9,000 円	×	2 人	=	18,000 円 ⑦
2割軽減	18,000 円	×	0.2	=	△ 3,600 円 ⑦'
平等割	1世帯あたり 9,000円	=			9,000 円 ⑧
2割軽減	9,000 円	×	0.2	=	△ 1,800 円 ⑧'
後期高齢者支援金分の合計 ⑤＋⑥＋⑦＋⑦'＋⑧＋⑧' ≙ 36,300 円 B （百円未満切捨て）					

4 介護納付金分の計算

所得割	20,000 円（イ）	×	1.50%	=	300 円 ⑨ （花子さんのみ）
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円 ⑩
2割軽減	10,000 円	×	0.2	=	△ 2,000 円 ⑩'
平等割	1世帯あたり 8,000円	=			8,000 円 ⑪
2割軽減	8,000 円	×	0.2	=	△ 1,600 円 ⑪'
介護納付金分の合計 ⑨＋⑩＋⑩'＋⑪＋⑪' ≙ 14,700 円 C （百円未満切捨て）					

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 152,000 円

※医療給付費分が66万円を超える場合は、66万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

※令和7年4月1日現在

【例：5】加入者が1人（特定継続世帯）の場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（60歳）	4,800,000 円（給与）	3,400,000 円	国民健康保険
母	梅子さん（82歳）	2,000,000 円（年金）	900,000 円	後期高齢者医療制度
固定資産税額		50,000 円（太郎さん名義の土地・家屋分）		

○太郎さんは給与収入、梅子さんは年金収入です。
 ○太郎さんは60歳なので、介護納付金分も算定します。
 ○梅子さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。（特定同一世帯所属者になります。）
 ※国保加入者が1人で、特定世帯としての期間満了後、3年以内のため「特定継続世帯」となります。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額	
太郎さん	3,400,000 円	—	430,000 円	= 2,970,000 円 ア
梅子さん	《税額計算の対象外（※課税対象者は国保加入者のみ）》			
			合計	2,970,000 円 イ

2 医療給付費分の計算

所得割	2,970,000 円（イ）	×	6.00%	=	178,200 円	①
資産割	50,000 円	×	10%	=	5,000 円	②
均等割	27,000 円	×	1 人	=	27,000 円	③
平等割	1 世帯あたり 28,000円					
特定継続世帯	28,000 円	×	3/4	=	21,000 円	④
医療給付費分の合計 ①+②+③+④ ÷						231,200 円 A（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	2,970,000 円（イ）	×	2.50%	=	74,250 円	⑤
資産割	50,000 円	×	3%	=	1,500 円	⑥
均等割	9,000 円	×	1 人	=	9,000 円	⑦
平等割	1 世帯あたり 9,000円					
特定継続世帯	9,000 円	×	3/4	=	6,750 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計 ⑤+⑥+⑦+⑧ ÷						91,500 円 B（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	2,970,000 円（イ）	×	1.50%	=	44,550 円	⑨
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計 ⑨+⑩+⑪ ÷						62,500 円 C（百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 385,200 円

※医療給付費分が66万円を超える場合は、66万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：6】加入者が3人の場合（限度額を超えるケース）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（45歳）	56,000,000 円（事業）	11,000,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（42歳）	3,500,000 円（専給）	2,370,000 円	国民健康保険
子	一郎くん（12歳）			国民健康保険

固定資産税額	150,000 円（土地・家屋分）
--------	-------------------

○太郎さんは事業収入、花子さんは専従者給与収入です。

○太郎さん、花子さんともに介護納付金分も算定します。

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額		課税標準額	
太郎さん	11,000,000 円	－	430,000 円	=	10,570,000 円	ア
花子さん	2,370,000 円	－	430,000 円	=	1,940,000 円	イ
				合計	12,510,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）	×	6.00%	=	750,600 円	①
資産割	150,000 円	×	10%	=	15,000 円	②
均等割	27,000 円	×	3 人	=	81,000 円	③
平等割	1 世帯あたり 28,000円			=	28,000 円	④
医療給付費分の合計	①+②+③+④	÷			874,600 円	A（百円未満切捨て）
	※Aが限度額超過のため 660,000 円 A'					

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）	×	2.50%	=	312,750 円	⑤
資産割	150,000 円	×	3%	=	4,500 円	⑥
均等割	9,000 円	×	3 人	=	27,000 円	⑦
平等割	1 世帯あたり 9,000円			=	9,000 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計	⑤+⑥+⑦+⑧	÷			353,200 円	B（百円未満切捨て）
	※Bが限度額超過のため 260,000 円 B'					

4 介護納付金分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）	×	1.50%	=	187,650 円	⑨
均等割	10,000 円	×	2 人	=	20,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計	⑨+⑩+⑪	÷			215,600 円	C（百円未満切捨て）
	※Cが限度額超過のため 170,000 円 C'					

5 国民健康保険税の年額

$$\underline{\underline{A'+B'+C' = 1,090,000 \text{ 円}}}$$

※医療給付費分が66万円を超える場合は、66万円となります。

※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。

※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。